

1. 件名：使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転に係る面談

2. 日時：令和4年7月13日（水）16時00分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

荒井安全審査専門職、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

使用済燃料プロジェクト推進室 室長 他2名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部次長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。それでは本日の面談始めさせていただきたいと思います。では早速ですけれども事前にお送りいただきました資料に基づきまして原子力機構の方からご説明をお願いします。
0:00:16	はい。S s - F 室の田仲からご説明差し上げますよろしくお願ひいたします。
0:00:23	本日はご説明するのは2点でして、資料、41枚でまとめております。参考にですね、
0:00:33	法律及び国際協定ですね、の引用箇所の抜粋版を、
0:00:43	付けております。
0:00:46	それでは説明します。一つ目ですが、ふげんの使用済み燃料を、
0:00:53	海外の再処理工場において再処理した際に、分離したプルトニウムを再処理した国の再処理事業者へ譲渡することについて、
0:01:05	核燃料物質、核燃料物日英、原子炉の規制に関する法律 61 条に規定する、譲り渡しの制限の除外要件の動画が意図するんですかと。
0:01:18	という問いに対してですが、答えはですね、9号、でございます。
0:01:25	発電用原子炉を設置者が、各電力室を輸出する場合、これに該当しますので、
0:01:33	除外されると、輸出できるという判断でございます。
0:01:41	続きまして、譲渡したプルトニウムがですね、
0:01:47	平和に利用されることをどのように担保するかということについてのご回答です。
0:01:55	丸が、
0:01:56	1234 とあるんですが、
0:02:01	政府間の合意とですね、政府か、の調停とですね。
0:02:08	それに基づく、我々の市契約す
0:02:13	その中でしっかり担保されてるというご説明になります。
0:02:18	最初の一つ目の丸でございますが、
0:02:21	不減少済み燃料を産生再処理することについて、
0:02:26	2022年6月15日、日本政府とですねフランス政府間で締結されました。
0:02:35	正味燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文。
0:02:43	以降校訓と言わさしていただき、
0:02:48	須川において、
0:02:49	両国政府は原子力の平和利用をに関する協力のための、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	日本国政府フランス両国政府との間の協定、これフランス等の原子力の平和利用協力協定と、
0:03:05	調査してもらいます。及び原子力の平和利用に関する教育のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定、
0:03:16	欧州原子力共同体との原子力平和利用を協力協定とを見たいと思います。2、
0:03:24	まず、今後航空の暴走に言及しております。
0:03:28	現状するとともに両国はですね、遠い当事国である的適用のある国際協定このこれらの協定なんですが、
0:03:40	及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って、
0:03:46	この交換公文に実際明記されております。勝済み燃料の最終日から生じるプルトニウムは、
0:03:54	民生保健指導に供給するための核燃料を生産する目的のために使用されることを、
0:04:01	両制度が確認し、していると、そういう交換公文にサインされたと。
0:04:09	ということが一つございます。
0:04:11	二つ目ですが、
0:04:14	この能勢の交換交付に書いてある二つの条約ですね、これについての紹介です。
0:04:20	一つ、
0:04:22	両方ともほぼ同じ表現ね。
0:04:26	適用されるんですが、欧州の
0:04:31	協力協定について説明したいと思います。
0:04:35	譲渡するプルトニウムについてですね、この協力協定に基づいて、第三条の1項、
0:04:42	協定の対象品目で我々の当該プルトニウムが該当いたします。
0:04:49	これに対してはですねこの協定に基づいて、7条ですね、平和的利用について適用される。
0:05:00	8条で、国際原子力機関及び遊楽による保障措置、
0:05:05	の適用を
0:05:08	対象になりますと、9条で、
0:05:11	採点、これについては、条件がないと債権は認めませんと。
0:05:18	照査、ちょっと限定で説明したいと思います。第11条、棒を大賀適用されると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	フランス、
0:05:27	等の延焼クレーパーありよう協力協定も全く同じちょっと譲渡が変わってくるんですが、内容が適用されるというそういう協定、
0:05:38	2行見て、今回、
0:05:41	海外では処理してボトムを移転することになります。
0:05:47	参考資料でですねこれはまさに日仏減少協定、日中浦田の原子力協定、公開情報の該当箇所を、
0:05:57	原因を抜粋した表になります。
0:06:01	表現的にわかりやすいんで日 E U R A T O M 原子力協定を中心に説明させていただければなと思います。
0:06:11	まず三条の1項ですね、協定の対象品目、ここで、
0:06:19	該当する我々のプルトニウムについて、対象になりますよということは、
0:06:25	書かれています。ただここに書いてるようですね移転を書面により通告したことによって、適用されるということです。
0:06:35	適用されたらですね、以降7条以降、
0:06:40	これが確約されるということになります。まず七条の平和的利用ですが、
0:06:45	若干アライシとるんですが、1行目の最後の方からですね平和的目的以外の目的で使用してはならないということが確認されると。
0:06:57	続きまして8条、国際原子力機関及びE U R A T O Mによる保障措置。
0:07:04	これについても、
0:07:07	アンダーライン引いとるんですが、フランスの保障措置、国際原子力機関の保障措置の適用を対象になりますよということです。
0:07:17	11条防護です。これについては、条約の附属書Cでですね、プルトニウムの量等で、この基準水準が、
0:07:30	定められそうなんですが、第1文章か、その水準での防護を措置をとることと、
0:07:39	通常ですね、採点、
0:07:41	この最後の三行目に書いているように最低にしてはならない。その採点できる条件がですね、この条約の内野議員に書かれとって、
0:07:54	つらつらと書いとるんですが、また同じで保障措置の適用があつてですね。
0:08:00	加工室防護の措置がとられとって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:03	一番冒頭、ごめんなさいと思いましたが、平和的利用に限定されると。
0:08:09	ここは確約されて、再建ができると。
0:08:16	そういうことが、この条約で確認されるということでございます。日仏原子力協定もですね、若干条文が前後するんですが、
0:08:28	同じよう、内容が確認されると。
0:08:34	ことになります。
0:08:36	本文に戻りまして、
0:08:39	三つ目の丸でございますが、
0:08:44	一つ目の丸ですね、政府間でそういう観光ウォーカーしていただいたんでそれに基づいてですね、
0:08:52	我々事業者間なんです、原子力機構と織らのリサイクル者間の
0:08:58	市長済み燃料ですね、輸送及び再処理に関する履行契約、履行契約等を
0:09:05	大井みたい、いいますけれど、これについてですね。
0:09:11	ここは公募受けてですね、具体的な輸送再処理の工程等について事業者間でこういった内容を、
0:09:21	これは確認するものを中身でございますし、
0:09:27	この契約のですね、工程とか中身、その手続き手順、これを
0:09:33	しっかりご説明、そのような話になろうかなと思います。
0:09:38	本経営事項契約ではですね、最初により回収されるプルトニウムはですね、この契約の中に書いとるんですが、
0:09:47	平和利用のみに影響することを前提にですね、日本以外の第三者が使用するために、リサイクル社に移転するということが定められております。
0:09:58	以上三つですが政府間合意で、
0:10:04	平和利用確約そこでは、
0:10:08	一部日曜等の協力協定に、
0:10:14	上がってですね。
0:10:16	やはり行われるということは国管理は付されていると。
0:10:20	それに基づいて、6月24日にですね、リコー契約を我々も済んだんで、
0:10:27	その上位、条約、国際約束に基づいてですね、
0:10:33	今回譲渡するプルトニウムについては、平和利用をされることを担保してると。
0:10:40	考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	説明以上です。
0:10:47	はい、原子力規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。ではただいまの説明につきまして質問コメント等ありましたらお願いします。
0:11:16	原子力規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。これはこれである程度理解しましたが、我々として全体的な
0:11:28	ふげんの燃料をこれからどうしていく、いくか、これまでどのような
0:11:35	調整を進めてですね今後どういう調整が必要なのかというふうな全体的な流れの話です、まだ聞いていないので、そちらについてしっかりと整理した上で改めてその話は、
0:11:49	聞かせていただきたいと思います。
0:11:52	なのでそれらの資料を準備してですねまた再度ご説明いただければと思います。私からは以上です。
0:12:01	はい竹内ですけれどもわかりました。全体どういうふうに使済燃料を最初にして、
0:12:16	移転するんであればどういうふうな形で移転していくのかという、全体像を含めた上で、その中でその共助の扱いとか、平和利用の
0:12:27	担保についてご説明するという形で、もう一度説明させていただきたいと思います。
0:12:34	それからですね、現在遡源の設置許可カーN o 8 ですね使済燃料のところを見ますとですね、
0:12:46	海外で再処理をするところまでは明確になっているんですけども、これについては、海外に移転するとかいう記載は一切なく、
0:13:00	このようなプールをですね海外に移転するためには、ふげんの設置変更許可申請が必要であると認識しているところでございます。
0:13:13	ですから先ほど全体像の中には、そういうような手続きも含めてですね、ご説明しなければいけないかなと思っていますところでは。
0:13:26	機構としてはそういうふうを考えているところで今日はご説明申し上げようと思っていますが何かございますでしょうか。
0:13:33	原子力規制庁の加藤でございます。こちらとしてもそういった説明をいただきたいと思いますので、衛藤また日を改めてご説明の方よろしくをお願いします。
0:13:45	わかりました。
0:13:47	他よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:51	はい。それでは面談、以上で終了にしたいと思いますどうもありがとうございました。ありがとうございました。
---------	---

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。